

要求条件の内容を變更の上交渉する事

投票の結果は左の如し。

投票總數	二二三票
第一案	二〇票
第二案	一三七票
第三案	三五票
第四案	二一票

即ち前日の強硬論は何時しか勢力を失墜し協調的色彩甚だしく濃厚なる石田伍長提出の調停案は最大多数を以て可決せられたり。茲に於て此案を一應職工一同にも諮る要ありとて翌二十日同工作部職工の集合地なる勸業館裏に於て右の経過を發表し職工の同意を求めたる上更に濱の寺に工伍長一同集合し委員を選びて工作部長に會見する事となれり。争議團本部にては此の事を傳へ聞き却て之を迷惑として、翌朝各組實行委員を派し工、伍長等の意は諒とするもそは交渉の途を誤るものとなし折柄集合せる職工等を解散せしめたり。争議團本部よりの抗議に接して之等の工、伍長等は更に午前十一時より濱の寺に於て協議會を開き熟議せる結果、前日決定の石田伍長案を撤回して、第三の關口案（造船工作部の伍長、工場長が全部交渉委員として要求の八箇條を提げて交渉の任に當る事）を最大多数を

以て可決し、各工、伍長の調印を求めて争議團とも協力し會社側に會見し大いに努力する事となれり。斯くて廿一日は石田伍長等拾餘名の工、伍長は争議團本部の尾崎實行委員と共に造船工作部長を訪ひ半ば懇談半ば交渉的に要求条件に依て協議したるが、會社側よりは山本重役（元造船工作部長）國木田祕書も亦協議の席に列し委員等の開陳する意見希望を聴取せる未要求中の第七、第八條等比較的輕しとするものには、公式の採用許諾こそ與えざりしが同感の色を見せ猶工、伍長側より「誠首されし者の復職を希望す」と申し出でたるに對して會社側は「目下考へ居る事あれば兎に角全職工が二十五日より工場に出勤するやう取計はれたし」との意味を仄めかし工、伍長側よりは「考へある事の發表」を申し込みたるも「今發表致しがたし」と拒絕し尙要求条件を列記せる要求書及覺書は來る二十五日の休業明けに全職工が平隱に入場し工場の秩序を保つ事に依つて松方長社歸社の日まで受理し置くも差支へなしとの意嚮を漏したれば工伍長等は職、工に對する責任を以て之れを重役の手許迄提出し置くことに決し重役亦之れを受理するに至れるが、右の協議は全く祕密會とせられ、重役、工、伍長共に時期到るまで内容を發發表せざる事とせり。

川崎争議團本部に於ては同日も午後四時より最高幹部會を開き諸般の運動方針に對して協議する處あり、席上尾崎委員より同日の工、伍長等の工作部長との會見顛末の報告ありしが、争議團としては依然初志の貫徹の爲め猛進すべく工、伍長の協調の如何に拘らず、會社側が二十五日より開業せば職